

地方公共団体以外の団体からの職員の受入れに関する要綱

平成 19 年 1 月 24 日

告示第 30 号

改正 令和 3 年 3 月 18 日 告示第 17 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地方公共団体以外の団体（以下「事業団体」という。）における実務の経験を通じて効果的かつ機動的な業務遂行の手法を体得している者を茨城県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の職務に従事させることにより、行政運営の活性化と効率的な運営を図るため、事業団体の職員を広域連合実務研修員（以下「研修員」という。）として受け入れることに関し必要な事項を定めるものとする。

(要望書等の提出)

第 2 条 広域連合への研修員の受入れを要望する事業団体の長は、広域連合実務研修員受入要望書（様式第 1 号）及び広域連合実務研修員推せん書（様式第 2 号。次条において「要望書等」という。）を広域連合の長に提出しなければならない。

(研修員の受入れの決定)

第 3 条 広域連合の長は、要望書等が提出されたときは、内容を審査し、研修員の受入れの適否を決定するものとする。この場合において、受け入れることが適当と認めるときは、広域連合実務研修受入決定書（様式第 3 号）をもって事業団体の長へ通知するものとする。

(実務研修の期間)

第 4 条 研修員の実務研修の期間は、1 年とする。ただし、広域連合の長と研修員を派出した事業団体（以下「派出元団体」という。）の長が協議によりこれを延長し、又は短縮することができるものとする。

(研修員の身分)

第 5 条 研修員は、派出元団体の職員の身分を保有したままで、広域連合において次条で規定する職務を行うものとする。

(研修員の職務)

第 6 条 研修員は、広域連合における配属先の所属長が指定する調査、研究、企画、資料の調製等の業務に従事する。

(勤務時間その他の勤務条件)

第 7 条 次項及び第 3 項に定めるもののほか、研修員の勤務時間及び休日その他の勤務条件に

については、広域連合の関係規定を適用するものとする。

2 研修員の休暇の取扱いについては、派出元団体の例によるものとし、その承認及び許可は、広域連合の長が行うものとする。

3 研修員の育児休業（部分休業を含む。）、修学部分休業及び高齢者部分休業の取扱いについては、派出元団体の例によるものとし、その承認及び許可は、広域連合の長が行うものとする。

（服務に関する誓約）

第8条 研修員は、実務研修の開始に際して、誓約書（様式第4号）に署名してからでなければ職務を行うことができない。

（服務）

第9条 研修員は、研修上知り得た秘密を漏らしてはならない。実務研修の期間が終了した後も同様とする。

2 研修員は、実務研修の期間中においては、広域連合の職員に適用される法令等を遵守しなければならない。

（分限及び懲戒）

第10条 研修員の分限及び懲戒については、派出元団体の関係規定を適用し、広域連合の長の報告に基づき、派出元団体において行うものとする。

（給与等）

第11条 実務研修の期間における研修員の給料及び手当については、派出元団体が負担し、研修員に支給するものとする。

2 研修員に係る健康保険、厚生年金保険、共済年金及び雇用保険等の社会保険料は、派出元団体が負担するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、広域連合の勤務において発生した時間外勤務手当及び休日勤務手当については、派出元団体の関係規定を適用して広域連合が支給及び負担するものとする。

（旅費）

第12条 研修員の旅費は、広域連合の関係規定により広域連合が負担し、研修員に支給するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、研修員の赴任及び帰任（茨城県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例（平成19年茨城県後期高齢者医療広域連合条例第10号）において定め

る赴任及び帰任をいう。)に伴う旅費は、派出元団体が負担し、研修員に支給するものとする。

(健康管理)

第 13 条 研修員の健康管理は、原則として派出元団体の福利厚生事業計画に基づき派出元団体が行うものとする。この場合において、広域連合は、研修員に対し服務上その他の便宜について配慮するものとする。

(災害補償の取扱い)

第 14 条 研修員の業務上及び通勤上の災害の補償については、派出元団体と協議の上、処理するものとする。

(勤務状況の報告)

第 15 条 広域連合の長は、研修員の毎月の勤務状況について、翌月 5 日までに派出元団体の長に報告するものとする。

(協定の締結)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、研修員の受入れに関し必要な事項については、広域連合の長と派出元団体の長が協議し、協定を締結するものとする。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則 (令和 3 年告示第 17 号)

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 へ

事業団体（団体名）

（代表者名）

広域連合実務研修員受入要望書

地方公共団体以外の団体からの職員の受入れに関する要綱第2条の規定に基づき、研修員として受入れを要望したいので、広域連合実務研修員推せん書を添えて提出します。

様式第2号（第2条関係）

広域連合実務研修員推せん書

下記の職員を実務研修員として委託したいので推せんします。

記

職 氏 名		性 別	
生 年 月 日			
現 住 所			
現に所属する課（所） 及び係			
現に従事している職務 の内容			
実務研修 に関する 要望事項	配 属 課 （室）等		
	事 務 の 種 類・内容		
	実 務 研 修 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
そ の 他 特 記 事 項	本 人 の 性 行、健康 状態等		
	そ の 他 参 考 事 項		

様式第3号（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

茨城県後期高齢者医療広域連合長

印

広域連合実務研修受入決定書

地方公共団体以外の団体からの職員の受入れに関する要綱第3条の規定に基づき、下記のとおり広域連合実務研修員として受け入れることを決定したので通知します。

記

実務研修員氏名	
広域連合における 配属課（室）	
実務研修期間	年 月 日から 年 月 日まで

様式第4号（第8条関係）

誓 約 書

私は、茨城県後期高齢者医療広域連合実務研修員として職務に従事するに際し、下記事項のとおり誓約いたします。

記

- 1 実務研修の期間中は、関係法令その他諸規定を遵守し、誠実かつ公正に職務に従事することを誓約いたします。
- 2 実務研修の期間中に知り得た秘密を、実務研修の期間中及び実務研修の終了後において開示、漏えいしないことを誓約いたします。
- 3 実務研修の期間中、故意又は過失により広域連合に対し損害を及ぼしたときは、指示に従いその責めを負うことを誓約いたします。

年 月 日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 あて

氏 名